

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則

平成20年10月14日
規則第44号

改正 平成23年3月31日規則第11号 平成25年4月4日規則第42号
平成27年3月31日規則第28号 平成29年12月7日規則第41号
令和元年12月12日規則第30号

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則をここに公布します。

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 産業廃棄物の適正な処理に関する規制
 - 第1節 産業廃棄物の処理等に関する基準等（第2条~第6条）
 - 第2節 排出事業者等の講ずべき措置（第7条~第13条）
- 第3章 再生利用業者の指定（第14条~第21条）
- 第4章 廃棄物の処理施設の設置等に関する合意形成の手續
 - 第1節 周辺地域の生活環境に対する配慮等（第22条~第25条）
 - 第2節 事業計画協議（第26条~第43条）
- 第5章 雑則（第44条~第48条）

附則

- 第1章 総則
（趣旨）

第1条 この規則は、[廃棄物の適正な処理の確保に関する条例](#)（平成20年長野県条例第16号。以下「条例」という。）の規定に基づき、[条例](#)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 産業廃棄物の適正な処理に関する規制

第1節 産業廃棄物の処理等に関する基準等

（産業廃棄物の処理等に関する基準）

第2条 [条例第6条](#)の規則で定める産業廃棄物の処理等に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 地盤面を掘り下げ、又は地中にある空間を利用して産業廃棄物を保管するときは、次によること。

- ア 底面及び側面を不透水性の材料で覆うこと。
- イ 屋根、覆いその他保管の場所に雨水等が入らないようにするための設備を設けること。

(2) 産業廃棄物を保管するときは、火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。

（木くずの保管期間）

第3条 [条例第8条第1項](#)の規則で定める期間は、90日とする。

2 [条例第8条第1項](#)ただし書の規則で定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 産業廃棄物の処理施設において、処分又は再生のための保管を行う場合
- (2) 容器を用いて保管する場合
- (3) その他知事が特に必要と認めた処分又は再生のための保管を行う場合

（木くずチップの保管期間）

第4条 [条例第8条第2項](#)の規則で定める期間は、180日とする。

2 [条例第8条第2項](#)ただし書の規則で定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 容器を用いて保管する場合
- (2) 畜産業を営む者が、畜産業の用に供するために保管する場合

（木くずチップの保管に関する基準）

第5条 第2条第1号及び第2号並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第8条第1号（口の(2)の(口)を除く。）から第3号までの規定は、[条例第8条第3項](#)の規則で定める保管に関する基準について準用する。この場合において、これらの規定中「産業廃棄物」とあるのは、「木くずチップ」と読み替えるものとする。

（木くずチップの使用に関する基準）

第6条 [条例第9条](#)の規則で定める使用に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる木くずチップは、使用しないこと。ただし、知事が生活環境の保全上の支障がないと特に認めた木くずチップの使用にあつては、この限りでない。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物の新築、改築又は除去に伴い生じた木くずを切断し、破砕し、又は粉砕した木くずチップ

イ 廃棄物が混入し、又は付着した木くずチップ

ウ 長さが10センチメートルを超える木くずチップ

(2) 雑草の防除又は植物の生育の保護若しくは促進のために木くずチップを使用するときは、10センチメートル以下の厚さで使用すること。ただし、知事が生活環境の保全上の支障がないと特に認めた木くずチップの使用にあつては、この限りでない。

(3) 路面の保護、遊具の安全対策、緑化による法面の保護等のために木くずチップを使用するときは、次によること。

ア 使用する箇所を明確に区分すること。

イ 使用する範囲及び厚さは最低限必要なものとする。

ウ 使用する木くずチップの飛散又は流出を防止するための措置を講ずること。

(4) スキー場のゲレンデにおいては、前号に規定する場合を除き、木くずチップを使用しないこと。

第2節 排出事業者等の講ずべき措置

(排出事業者の講ずべき措置)

第7条 排出事業者は、[条例第11条第2項](#)に規定する場合には、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置(以下「支障の除去等の措置」という。)を講ずるとともに、当該支障の除去等の措置を講じた日から14日以内に、排出事業者措置内容報告書([様式第1号](#))を知事に提出しなければならない。

(建設工事の規模)

第8条 [条例第14条第1項](#)の規則で定める建設工事は、その規模が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令(平成12年政令第495号)第2条第1号又は第2号に掲げる建設工事の規模に関する基準以上のものとする。

(工事発注事業者の確認)

第9条 [条例第14条第1項](#)の規定による確認は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める事項について行うものとする。

(1) 建設工事の請負契約の締結の前 次に掲げる事項

ア 建設工事に伴い生じる産業廃棄物の適正な処理に通常要する費用

イ 建設工事に伴い生じる産業廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程において収集若しくは運搬又は処分を行う者に関する次に掲げる事項

(ア) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(イ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第14条第1項若しくは第6項、第14条の4第1項若しくは第6項若しくは第15条第1項の許可の番号又は[条例第20条第1項](#)の指定(同条第3項の指定の更新を含む。ウ及び第19条において同じ。)の番号

(ウ) 法又は[条例](#)の規定に基づく過去5年間の行政処分及び過去1年間の行政指導の状況

ウ 工事受注者([条例第13条](#)に規定する工事受注者をいう。以下同じ。)が、その建設工事に伴い生じる産業廃棄物の積替え、保管又は処分を県内で自ら行う場合(法第14条第1項若しくは第6項、第14条の4第1項若しくは第6項若しくは第15条第1項の許可又は[条例第20条第1項](#)の指定を有しないときに限る。)にあっては、その積替え、保管又は処分を行う場所の現地の状況

(2) 建設工事の請負契約の締結の後 建設工事に伴い生じた産業廃棄物の運搬又は処分の委託に当たり締結した委託契約書に記載されている事項(工事受注者が、その建設工事に伴い生じた産業廃棄物の運搬又は処分を委託した場合に限る。)

(3) 建設工事に伴い生じた産業廃棄物の最終処分の終了後 次に掲げる事項

ア 法第12条の3第1項の規定により工事受注者が交付した産業廃棄物管理票及び同条第5項の規定により工事受注者が送付を受けた産業廃棄物管理票の写し(第12条において「産業廃棄物管理票等」という。)に記載されている事項(工事受注者が、その建設工事に伴い生じた産業廃棄物の運搬又は処分を委託した場合に限る。)

イ 次に掲げる事項(第1号のウに規定する場合に限る。)

(ア) 建設工事の名称

(イ) 建設工事の場所

(ウ) 処分を行った当該産業廃棄物の総量及びその種類ごとの数量

(エ) 当該産業廃棄物の積替え、保管又は処分を行った場所の現地の状況

一部改正〔平成23年規則11号・27年28号〕

(工事発注事業者の記録等)

第10条 工事発注事業者([条例第14条第1項](#)に規定する工事発注事業者をいう。以下同じ。)は、その建設工事ごとに、前条各号に定める事項を、同条の規定による確認をした日の属する月の翌月の末日までに記録しなければならない。

2 前項の規定による記録の保存は、次によるものとする。

(1) 記録は、1年ごとに作成すること。

(2) 記録は、作成後事務所に5年間保存すること。

(工事発注事業者の講ずべき措置)

第11条 工事発注事業者は、[条例第14条第3項](#)に規定する場合には、支障の除去等の措置を講ずるとともに、当該支障の除去等の措置を講じた日から14日以内に、工事発注事業者措置内容報告書([様式第2号](#))を知事に提出しなければならない。

(工事受注者の説明)

第12条 [条例第16条第2項](#)の規定による説明は、第9条各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める事項について行うものとする。この場合において、同条第2号に定める事項については同号に規定する委託契約書の写しを、同条第3号のイに掲げる事項については産業廃棄物管理票等の写しを、同号のイに掲げる事項については当該事項を記載した書面を工事発注事業者に交付して説明するものとする。

2 前項の規定による第9条第2号に定める事項の説明は、委託契約を締結した日から10日以内に行わなければならない。

3 第1項の規定による第9条第3号に定める事項の説明は、同号のイに掲げる事項にあっては法第12条の3第5項の規定により産業廃棄物管理票の写しの送付を受けた日から、同号のイに掲げる事項にあっては中間処理又は最終処分を行った日から、それぞれ10日以内に行わなければならない。

一部改正〔平成23年規則11号〕

(土地所有者等の講ずべき措置)

第13条 [条例第18条第1項](#)に規定する土地所有者等は、同条第3項に規定する場合には、支障の除去等の措置を講ずるとともに、当該支障の除去等の措置を講じた日から14日以内に、土地所有者等措置内容報告書([様式第3号](#))を知事に提出しなければならない。

第3章 再生利用業者の指定

(再生利用業の指定の申請)

第14条 [条例第20条第1項](#)(同条第4項において準用する場合を含む。第4項において同じ。)の規定による省令第9条第2号に規定する指定(以下「再生輸送業の指定」という。)の申請は、次に掲げる事項を記載した再生輸送業指定申請書([様式第4号](#))により行うものとする。

(1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 事業の範囲

(3) 事務所及び事業場の所在地

- (4) 事業の用に供する施設の種類及び数量
 - (5) 積替え又は保管を行うときは、積替え又は保管の場所に関する次に掲げる事項
 - ア 所在地
 - イ 面積
 - ウ 積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類
 - エ 第20条の規定により準用する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第6条第1項第1号のホの規定による積替えのために保管することができる産業廃棄物の数量
 - オ 第20条の規定により準用する政令第6条第1項第1号のホの規定によりその例によることとされる政令第3条第1号のロの(2)の(ロ)の環境省令で定める高さのうち最高のもの
 - (6) 指定産業廃棄物（[条例第20条第2項](#)第3号に規定する指定産業廃棄物をいう。以下同じ。）の排出事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (7) 前号の指定産業廃棄物の処分について第3項に規定する再生活用業の指定を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに指定番号（指定を申請している場合にあっては、申請年月日）
 - (8) 再生品の利用方法
 - (9) 他に省令第9条第2号又は第10条の3第2号に規定する指定を受けている場合にあっては、これらの指定に係る都道府県名又は市名及び指定番号（これらの指定を申請している場合にあっては、申請年月日）
 - (10) 省令第9条の2第1項第7号から第10号までに掲げる事項
- 2 前項の再生輸送業指定申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。
 - (1) 省令第9条の2第2項第1号から第9号まで及び第11号から第14号までに掲げる書類及び図面
 - (2) 申請者が[条例第20条第2項](#)第2号のア及びイに該当しない者であることを誓約する書面
 - 3 [条例第20条第3項](#)の規定による再生輸送業の指定の更新を申請する者は、前項第1号の規定にかかわらず、その内容に変更がない場合に限り、省令第9条の2第2項第1号から第3号までに掲げる書類又は図面の添付を要しないものとする。
 - 4 [条例第20条第1項](#)の規定による省令第10条の3第2号に規定する指定（以下「再生活用業の指定」という。）の申請は、次に掲げる事項を記載した再生活用業指定申請書（[様式第5号](#)）により行うものとする。
 - (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 事業の範囲
 - (3) 事務所及び事業場の所在地
 - (4) 事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力
 - (5) 事業の用に供する施設について法第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けているときは、当該許可の年月日及び許可番号
 - (6) 保管を行うときは、保管の場所に関する次に掲げる事項
 - ア 所在地
 - イ 面積
 - ウ 保管する産業廃棄物の種類
 - エ 第20条の規定により準用する政令第6条第1項第2号のロの(3)の規定による再生のために保管することができる産業廃棄物の数量
 - オ 第20条の規定により準用する政令第6条第1項第2号のロの(1)の規定によりその例によることとされる政令第3条第1号のロの(2)の(ロ)の環境省令で定める高さのうち最高のもの
 - (7) 事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要
 - (8) 事業の用に供する施設から排出される産業廃棄物の種類及び量並びにその処分方法
 - (9) 第1項第6号及び第8号から第10号までに掲げる事項
 - 5 前項の再生活用業指定申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。
 - (1) 省令第10条の4第2項第1号、第2号（最終処分場に係る部分を除く。次項において同じ。）、第3号、第6号及び第7号に掲げる書類及び図面
 - (2) 省令第9条の2第2項第6号から第9号まで及び第11号から第14号までに掲げる書類及び図面
 - (3) 第2項第2号に掲げる書類
 - 6 [条例第20条第3項](#)の規定による再生輸送業の指定の更新を申請する者は、前項第1号の規定にかかわらず、その内容に変更がない場合に限り、省令第10条の4第2項第1号から第3号までに掲げる書類又は図面の添付を要しないものとする。
 一部改正〔平成23年規則11号・27年28号〕
 （再生利用業の指定の基準）
- 第15条** 再生輸送業の指定に係る[条例第20条第2項](#)第1号（同条第4項及び[条例第21条第3項](#)において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規則で定める基準は、次のとおりとする。
- (1) 産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。
 - (2) 積替施設を有するときは、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。
 - (3) 申請者が、産業廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足る知識及び技能を有すること。
 - (4) 申請者が、産業廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。
- 2 再生活用業の指定に係る[条例第20条第2項](#)第1号の規則で定める基準は、次のとおりとする。
 - (1) 産業廃棄物の種類に応じ、当該産業廃棄物の再生に適する処理施設を有すること。
 - (2) 保管施設を有するときは、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた保管施設であること。
 - (3) 申請者が、産業廃棄物の再生を的確に行うに足る知識及び技能を有すること。
 - (4) 申請者が、産業廃棄物の再生を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。
 - 3 再生活用業の指定に係る[条例第20条第2項](#)第6号（同条第4項及び[条例第21条第3項](#)において準用する場合を含む。）の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 排出事業者から引き取られた指定産業廃棄物の大部分が再生に供されること。
- (2) 排出事業者との間で指定産業廃棄物の再生利用に係る取引関係が確立され、かつ、その取引関係に継続性があることが確実であること。

一部改正〔平成27年規則28号〕

(再生利用業の指定証)

第16条 知事は、再生輸送業の指定をしたとき又は条例第21条第1項の規定により当該事業の範囲の変更の指定をしたときは、再生輸送業指定証(様式第6号)を交付しなければならない。

2 知事は、再生活用業の指定をしたとき又は条例第21条第1項の規定により当該事業の範囲の変更の指定をしたときは、再生活用業指定証(様式第7号)を交付しなければならない。

(再生利用業の事業範囲の変更の指定の申請)

第17条 条例第21条第2項の規定による再生利用業者に係る事業の範囲の変更の指定の申請は、次に掲げる事項を記載した再生利用業事業範囲変更指定申請書(様式第8号)により行うものとする。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 指定の年月日及び指定番号
- (3) 変更の内容
- (4) 変更の理由
- (5) 変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力
- (6) 変更に係る事業の用に供する施設について産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けているときは、当該許可の年月日及び許可番号
- (7) 変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要
- (8) 省令第9条の2第1項第7号から第10号までに掲げる事項

2 第14条第2項及び第3項の規定は、指定産業廃棄物の収集又は運搬の事業の範囲の変更の指定の申請について準用する。この場合において、同条第2項第1号及び第3項中「省令」とあるのは、「省令第10条の9第2項の規定により読み替えて適用される省令」と読み替えるものとする。

3 第14条第5項及び第6項の規定は、指定産業廃棄物の処分の事業の範囲の変更の指定の申請について準用する。この場合において、同条第5項第1号及び第6項中「省令」とあるのは、「省令第10条の9第3項の規定により読み替えて適用される省令」と、同条第5項第2号中「省令」とあるのは、「省令第10条の9第2項の規定により読み替えて適用される省令」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成27年規則28号〕

(再生利用業に係る変更の届出等)

第18条 条例第21条第4項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 氏名又は名称
 - (2) 再生輸送業又は再生活用業の指定を受けた者に係る次に掲げる者
 - ア 法第14条第5項第2号のハに規定する法定代理人
 - イ 役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等级以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)
 - ウ 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者
 - エ 政令第6条の10に規定する使用人
 - (3) 事務所及び事業場の所在地
 - (4) 事業の用に供する施設(運搬容器その他これに類するものを除く。)並びにその設置場所及び構造又は規模
 - (5) 再生輸送業の指定を受けた者にあっては、次に掲げる事項
 - ア 第14条第1項の再生輸送業指定申請書に記載した再生活用業の指定を受けた者
 - イ 積替え又は保管の場所に関する次に掲げる事項
 - (ア) 所在地
 - (イ) 面積
 - (ウ) 積替え又は保管を行う指定産業廃棄物の種類
 - (エ) 第20条の規定により準用する政令第6条第1項第1号のホの規定による積替えのために保管することができる指定産業廃棄物の数量
 - (オ) 第20条の規定により準用する政令第6条第1項第1号のホの規定によりその例によることとされる政令第3条第1号のりの(2)の(ロ)の環境省令で定める高さのうち最高のも
 - (6) 再生活用業の指定を受けた者にあっては、保管の場所に関する次に掲げる事項
 - ア 所在地
 - イ 面積
 - ウ 保管する指定産業廃棄物の種類
 - エ 第20条の規定により準用する政令第6条第1項第2号のロの(3)の規定による再生のために保管することができる指定産業廃棄物の数量
 - オ 第20条の規定により準用する政令第6条第1項第2号のロの(1)の規定によりその例によることとされる政令第3条第1号のりの(2)の(ロ)の環境省令で定める高さのうち最高のも
- 2 条例第21条第4項の規定による廃止又は変更の届出は、当該廃止又は変更の日から10日以内に、再生利用業廃止(変更)届出書(様式第9号)により行うものとする。

一部改正〔平成23年規則11号〕

(欠格要件に係る届出)

第19条 条例第21条第5項の規定による届出は、法第14条第5項第2号のイ(法第7条第5項第4号のイ又は于に係るものを除く。)又は法第14条第5項第2号のハからホまで(法第7条第5項第4号のイ若しくは于又は法第14条第5項第2号のロに係るも

のを除く。)のいずれかに該当するに至った日から14日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出して行うものとする。

(1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) [条例第20条第1項](#)の指定の年月日及び指定番号

(3) 法第14条第5項第2号のイ(法第7条第5項第4号のイ又はチに係るものを除く。)又は法第14条第5項第2号のハからホまで(法第7条第5項第4号のイ若しくはチ又は法第14条第5項第2号のロに係るものを除く。)のうち該当するに至ったもの(次号において「当該欠格要件」という。)

(4) 当該欠格要件に該当するに至った具体的事由及び年月日

2 [条例第21条第6項](#)の規則で定める者は、精神の機能の障害を有する状態となり再生利用業者の業務の継続が著しく困難となった者とする。

3 [条例第21条第6項](#)の規定による届出は、再生利用業者又はその者の法第14条第5項第2号のハに規定する法定代理人、同号のニに規定する役員若しくは使用人若しくは同号のホに規定する使用人が前項に規定する者に該当するに至った後、遅滞なく、第1項第1号及び第2号に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出して行うものとする。

4 知事は、前項の届出書の提出があった場合において、第2項に規定する者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類の提出を求めることができる。

一部改正〔令和元年規則30号〕

(指定産業廃棄物の処理に関する基準)

第20条 政令第6条第1項第1号(同号のロ、ニ及びヘに係る部分を除く。)及び第2号(同号のイ及びロに係る部分に限る。)の規定は、[条例第22条](#)の規則で定める基準について準用する。この場合において、政令第6条中「産業廃棄物」とあるのは、「指定産業廃棄物」と読み替えるものとする。

(指定産業廃棄物処理計画書等の提出)

第21条 [条例第24条第1項](#)の規定による届出は、指定産業廃棄物処理計画書([様式第10号](#))により行うものとする。

2 [条例第24条第2項](#)の規定による届出は、指定産業廃棄物処理状況等報告書([様式第10号](#))により行うものとする。

第4章 廃棄物の処理施設の設置等に関する合意形成の手続

第1節 周辺地域の生活環境に対する配慮等

(関係住民)

第22条 [条例第28条第2項](#)の規則で定める者は、次のとおりとする。

(1) [条例第28条第1項](#)に規定する周辺地域内において農業、林業又は漁業を営む者

(2) 前号に掲げる者のほか、[条例第28条第1項](#)に規定する廃棄物の処理施設の設置、変更又は維持管理に関し生活環境の保全上の利害関係を有する者

(記録及び閲覧)

第23条 [条例第29条](#)の規定による記録、備置き及び閲覧は、次により行うものとする。

(1) [条例第29条](#)の規定による廃棄物の処理施設において処理を行った廃棄物の種類及び数量の記録は、各月ごとに行うこと。

(2) 記録は、次のアからウまでに掲げる記録する事項の区分に従い、当該アからウまでに定める日までに備え置くこと。

ア 廃棄物の処理施設において処理を行った廃棄物の種類及び数量 当該処理を行った日の属する月の翌月の末日

イ 次条第1号に掲げる事項 同号のウの測定の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

ウ 次条第2号に掲げる事項 同号の点検を行った日の属する月の翌月の末日

(3) 記録は、備え置いた日から起算して3年を経過する日までの間備え置き、閲覧に供すること。

(4) 閲覧の求めがあった場合にあっては、正当な理由なしに閲覧を拒まないこと。

2 廃棄物の処理施設を設置する者で[条例第29条](#)各号に掲げるものは、法第8条の4の規定による記録(法第15条の2の4において準用する場合を含む。)をもって[条例第29条](#)に規定する記録の一部に代えることができる。

一部改正〔平成23年規則11号〕

(廃棄物の処理施設を設置する者の記録する事項)

第24条 [条例第29条](#)の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 廃棄物の処理施設を設置することに伴い生じる大気質、騒音、振動、悪臭、水質又は地下水の測定を行った場合における次に掲げる事項

ア 当該測定を行った位置

イ 当該測定を行った年月日

ウ 当該測定の結果の得られた年月日

エ 当該測定の結果

(2) 廃棄物の処理施設の点検を行った場合における次に掲げる事項

ア 当該点検を行った日

イ 当該点検の結果

(記録等を行うことを要する工事受注者)

第25条 [条例第29条](#)第4号の規則で定める者は、自らその産業廃棄物を運搬し、又は処分する工事受注者(同条第1号から第3号までに該当する者を除く。)とする。

第2節 事業計画協議

(事業計画協議を要しない者)

第26条 [条例第31条](#)ただし書の規則で定める者は、次のとおりとする。

(1) 自ら排出した廃棄物のみを処理する処理施設を設置し、又は変更しようとする者で、[条例第31条](#)第1号、第2号、第11号又は第12号に掲げる許可の申請をしようとするもの

(2) 移動式の廃棄物の処理施設(廃棄物の処理施設であって移動することができるように設計したものをいう。)であって廃棄物の排出場所においてのみ使用するものを設置し、又は変更しようとする者で、[条例第31条](#)第1号、第2号、第4号、第6号、第8号若しくは第10号から第15号までに掲げる許可又は同条第17号若しくは第19号に掲げる指定の申請をしようとするもの

(3) [条例第31条](#)第2号、第5号、第6号、第9号、第10号、第12号若しくは第15号に掲げる変更の許可又は同条第18号若しくは第19号に掲げる変更の指定の申請をしようとする者で、その変更により生活環境の保全上の支障を生じるおそれがないと知事

が認める変更をしようとするもの

- (4) [条例第31条](#)第3号、第4号、第7号、第8号、第13号若しくは第14号に掲げる許可又は同条第16号若しくは第17号に掲げる指定の申請をしようとする者のうち、当該許可又は指定の更新の申請をしようとするもの
- (5) [条例第31条](#)第3号、第5号、第7号若しくは第9号に掲げる許可又は同条第16号若しくは第18号に掲げる指定の申請をしようとする者で、次のいずれにも該当するもの
 - ア 産業廃棄物の積替えを屋内のみで行う者
 - イ 特別管理産業廃棄物にあってはその全量を容器を用いて屋内で保管し、特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物にあってはその全量を容器を用いて、又は屋内で保管する者
- (6) その他知事が認める者
(事業計画概要書)

第27条 [条例第32条第1項](#)に規定する事業計画概要書（以下単に「事業計画概要書」という。）は、[様式第11号](#)によるものとする。

（事業計画概要書の公表）

第28条 [条例第33条第1項](#)の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) [条例第32条第1項](#)各号に掲げる事項
 - (2) 事業計画概要書の縦覧の場所、期間及び時間
- 2 前項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。
(事業計画概要書に対する意見書)

第29条 [条例第34条](#)の意見書は、[様式第12号](#)によるものとする。

（事業計画概要書に対する知事の意見の公表）

第30条 [条例第35条](#)の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) [条例第32条第1項](#)各号に掲げる事項
 - (2) [条例第35条](#)各号に掲げる事項についての知事の意見の概要
 - (3) [条例第35条](#)の規定による通知をした年月日
- 2 第28条第2項の規定は、[条例第35条](#)の規定による公表について準用する。
(事業計画概要説明会の開催通知)

第31条 [条例第36条第3項](#)の規定による通知は、事業計画概要説明会開催通知書（[様式第13号](#)）により行うものとする。

（事業計画概要説明会終了報告書の記載事項等）

第32条 [条例第37条第1項](#)の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 廃棄物の処理施設の設置の場所
 - (3) 廃棄物の処理施設の種類
 - (4) 処理を行う廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）
 - (5) 廃棄物の処理施設の処理能力（廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）
 - (6) 事業計画概要説明会（[条例第32条第1項](#)第9号に規定する事業計画概要説明会をいう。以下この条において同じ。）の周知に関する次に掲げる事項
 - ア 周知の方法
 - イ 周知をした地域
 - ウ 周知をした期間
 - (7) 事業計画概要説明会の開催に関する次に掲げる事項
 - ア 日時及び場所
 - イ 参加者数
 - ウ 説明内容及び説明方法並びに説明を行った者の氏名及び役職名
 - エ 質疑の概要
 - オ 説明会の全部又は一部を開催しなかった場合にあっては、その理由
- 2 [条例第37条第1項](#)に規定する事業計画概要説明会終了報告書（以下この条において単に「事業計画概要説明会終了報告書」という。）は、[様式第14号](#)によるものとする。
- 3 事業計画概要説明会において説明のために使用した資料があるときは、その写しを事業計画概要説明会終了報告書に添付しなければならない。
- 4 第28条第1項及び第2項の規定は、[条例第37条第2項](#)の規定による公表について準用する。この場合において、第28条第1項第2号中「事業計画概要書」とあるのは、「事業計画概要説明会終了報告書」と読み替えるものとする。
- 5 [条例第37条第3項](#)の意見書は、[様式第15号](#)によるものとする。

一部改正〔平成29年規則41号〕

（事業計画書の記載事項等）

第33条 [条例第38条第1項](#)第7号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物の処理施設の維持管理に関する計画
- (2) 廃棄物の処理施設の位置、構造等の設置に関する計画
- (3) 廃棄物の最終処分場の事業計画（[条例第31条](#)に規定する事業計画をいう。）の場合にあっては、災害防止のための計画及び最終処分場を廃止した後の当該最終処分場の跡地の利用に関する計画
- (4) 廃棄物の処理施設に係る廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項
- (5) 廃棄物の処理施設の設置の場所に係る法令等による土地利用に係る規制の状況に関する事項
- (6) [条例第31条](#)第1号、第2号、第11号又は第12号に掲げる許可の申請をしようとする場合にあっては、法第8条第3項又は第15条第3項に規定する調査の実施方法に関する事項
- (7) 廃棄物の処理に伴い生じる廃棄物の種類及び処理の方法に関する事項

- 2 前項第1号の廃棄物の処理施設の維持管理に関する計画に係る事項として記載すべきものは、次のとおりとする。
 - (1) 排ガスの性状、放流水の水質等について対象周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値
 - (2) 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項
 - (3) その他廃棄物の処理施設の維持管理に関する事項
 - 3 第1項第2号の廃棄物の処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項として記載すべきものは、次のとおりとする。
 - (1) 廃棄物の処理施設の位置
 - (2) 廃棄物の処理施設の処理方式
 - (3) 廃棄物の処理施設の構造及び設備
 - (4) 処理に伴い生じる排ガス及び排水の量及び処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）
 - (5) 設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値
 - (6) 悪臭の発散並びに著しい騒音及び振動の発生を防止するための措置
 - (7) その他廃棄物の処理施設の構造等に関する事項
 - 4 事業計画者は、[条例第31条](#)各号に掲げる許可又は指定の申請に係る添付書類のうち知事が必要と認めるものを事業計画書に添付しなければならない。
 - 5 [条例第38条第1項](#)に規定する事業計画書は、[様式第16号](#)によるものとする。
（事業計画書の公表）
 - 第34条** [条例第39条第1項](#)の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。
 - (1) [条例第38条第1項](#)第1号から第6号まで及び第8号から第11号までに掲げる事項
 - (2) 事業計画書の縦覧の場所、期間及び時間
 - 2 第28条第2項の規定は、[条例第39条第1項](#)の規定による公表について準用する。
（事業計画説明会の開催通知）
 - 第35条** [条例第40条第2項](#)の規定による通知は、事業計画説明会開催通知書（[様式第13号](#)）により行うものとする。
（事業計画に対する意見書）
 - 第36条** [条例第41条](#)の意見書は、[様式第17号](#)によるものとする。
（見解書）
 - 第37条** [条例第42条第1項](#)に規定する見解書は、[様式第18号](#)によるものとする。
 - 2 第28条第2項及び第34条第1項の規定は、[条例第42条第5項](#)の規定による公表について準用する。この場合において、第34条第1項第2号中「事業計画書」とあるのは、「見解書及び意見書の写し」と読み替えるものとする。
（見解書に対する意見書）
 - 第38条** [条例第43条](#)の意見書は、[様式第15号](#)によるものとする。
（事業計画に対する知事の意見の公表）
 - 第39条** 第28条第2項及び第30条第1項の規定は、[条例第44条第2項](#)の規定による公表について準用する。この場合において、第30条第1項第1号中「第32条第1項各号」とあるのは「第38条第1項第1号から第6号まで及び第8号から第11号まで」と、同項第2号中「第35条各号」とあるのは「第44号第1項各号」と、同項第3号中「第35条」とあるのは「第44条第1項」と読み替えるものとする。
（公聴会）
 - 第40条** 知事は、[条例第45条](#)の規定により公聴会を開催しようとするときは、その期日の3週間前までに、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公告するとともに、意見を聴く必要があると認めたと者にその旨を通知しなければならない。
 - 2 公聴会は、知事又はその指名する者が議長として主宰する。
 - 3 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、その期日の10日前までに、意見の概要を記載した文書によりその旨を知事に届け出なければならない。
 - 4 知事は、前項の規定による届出をした者のうちから公聴会に出席して意見を述べることができる者を指定し、その期日の3日前までに、指定した者にその旨を通知するものとする。
 - 5 公聴会においては、前項の規定による指定を受けた者以外の者は、意見を述べることができない。ただし、議長が許可した場合は、この限りでない。
 - 6 公聴会において意見を述べる者が意見を聴こうとする案件の範囲を超えて発言するとき、又は公聴会に出席している者が公聴会の秩序を乱し、若しくは不穏当な言動をするとき、議長は、これらの者に対し、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。
 - 7 議長は、公聴会の終了後遅滞なく、公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。
（最終見解書）
 - 第41条** [条例第46条第1項](#)に規定する最終見解書は、[様式第19号](#)によるものとする。
 - 2 第28条第2項及び第37条第2項の規定は、[条例第46条第2項](#)の規定による公表について準用する。この場合において、第37条第2項第2号中「見解書及び意見書の写し」とあるのは「最終見解書」と読み替えるものとする。
（事業計画変更届出書）
 - 第42条** [条例第47条第1項](#)の規定による事業計画の変更の届出は、事業計画変更届出書（[様式第20号](#)）により行うものとする。
（事業計画廃止届出書）
 - 第43条** [条例第48条第1項](#)の規定による事業計画の廃止の届出は、事業計画廃止届出書（[様式第21号](#)）により行うものとする。
 - 2 [条例第48条第2項](#)の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。
 - (1) [条例第38条第1項](#)第1号から第4号までに掲げる事項
 - (2) [条例第48条第1項](#)の規定による事業計画の廃止の届出のあった年月日
 - 3 第28条第2項の規定は、[条例第48条第2項](#)の規定による公表について準用する。
- ### 第5章 雑則
- (身分を示す証明書)
 - 第44条** [条例第53条第2項](#)に規定する職員の身分を示す証明書は、[様式第22号](#)によるものとする。
（実績報告）

第45条 [条例第54条第1項](#)の規定による報告は、[条例第2条](#)第4号のア及びウに掲げる者にとっては産業廃棄物運搬実績報告書（[様式第23号](#)）、同号のイ及びエに掲げる者にとっては産業廃棄物処分実績報告書（[様式第24号](#)）により行うものとする。

2 [条例第54条第2項](#)の規定による報告は、産業廃棄物処分実績及び施設状況報告書（[様式第25号](#)）により行うものとする。
（準多量排出事業者の産業廃棄物の減量等に関する計画）

第46条 [条例第55条第1項](#)の規定による計画の提出は、次に掲げる事項を記載した産業廃棄物処理計画書（[様式第26号](#)）により行うものとする。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 計画期間

(3) 当該事業場において現に行っている事業に関する事項

(4) 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(5) 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

(6) 産業廃棄物の分別に関する事項

(7) 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

(8) 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

(9) 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

(10) 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

2 [条例第55条第2項](#)の規定による報告は、産業廃棄物処理計画実施状況報告書（[様式第27号](#)）により行うものとする。

3 [条例第55条第3項](#)の規定による公表は、同条第1項の規定による計画の提出及び同条第2項の規定による報告を受けた後、速やかに、インターネットの利用により公表することにより行うものとする。

一部改正〔平成23年規則11号〕

（工事発注事業者及び工事受注者の講ずべき措置に係る適用除外）

第47条 [条例第56条](#)の規則で定める団体は、公益財団法人長野県下水道公社とする。

一部改正〔平成25年規則42号〕

（補則）

第48条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成21年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に次項の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和47年長野県規則第1号）第5条の規定により提出されている再生利用産業廃棄物収集運搬業指定申請書又は再生利用産業廃棄物処分業指定申請書は、それぞれ第14条第1項の規定により提出された再生輸送業指定申請書又は同条第3項の規定により提出された再生活用業指定申請書とみなす。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正）

3 [廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則](#)の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成23年3月31日規則第11号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第46条第4項を改め、同項を同条第3項とする改正規定（同条第4項を改める部分に限る。）は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成25年4月4日規則第42号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規則第28号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月7日規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年12月12日規則第30号）

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

W（様式第1号）（第7条関係）

排出事業者措置内容報告書

年 月 日

長野県知事 殿

報告者
 住所
 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
 氏名
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号

生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために講じた措置について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則第7条の規定により、次のとおり報告します。

事業場の名称		
事業場の所在地		
処理を委託した産業廃棄物の種類		数量 (t)
産業廃棄物の処理を受託した者	氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	(運搬) ----- (中間処理) ----- (最終処分)
	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	(運搬) ----- (中間処理) ----- (最終処分)
△処理を委託した産業廃棄物の不適正な処理の状況		
生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止の措置を講じた日		年 月 日
△生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために講じた措置の内容		
備考		
1 運搬、中間処理又は最終処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「処理を委託した産業廃棄物の種類」欄にその旨を、「数量(t)」欄にその数量を記載すること。		
2 数量はトンに換算して記載すること。		
3 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。		

一部改正〔平成29年規則41号〕

W (様式第2号) (第11条関係)

工事発注事業者措置内容報告書

年 月 日

長野県知事 殿

報告者
 住所
 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
 氏名
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号

生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために講じた措置について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則第11条の規定により、次のとおり報告します。

工事受注者	氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
	住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
産業廃棄物の処理を行った者	氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	(運搬)
		(中間処理)
		(最終処分)
	住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	(運搬)
(中間処理)		
(最終処分)		
△産業廃棄物の不適正な処理の状況		
生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止の措置を講じた日		年 月 日
△生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために講じた措置の内容		
備考 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。		

W (様式第3号) (第13条関係)

土地所有者等措置内容報告書

年 月 日

長野県知事 殿

報告者
 住所
 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
 氏名
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号

生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために講じた措置について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則第13条の規定により、次のとおり報告します。

土地の所在地		
土地の使用者	氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
△産業廃棄物の不適正な処理の状況		
生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止の措置を講じた日		年 月 日
△生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために講じた措置の内容		
備考 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。		

W (様式第4号) (第14条関係)

(第1面)
再生輸送業指定申請書

年 月 日

長野県知事 殿

申請者
住所
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第2号に規定する指定を受けたいので、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第20条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲(再生利用しようとする産業廃棄物の種類及び性状並びに積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)			
事務所及び事業場の所在地		事務所	
		事業場	
事業の用に供する施設の種類及び数量			
積替え又は保管を行うときは、積替え又は保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ			
指定産業廃棄物の排出事業者	氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)		
指定産業廃棄物の処分について再生活用業の指定を受けた者	氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)		
	指定番号等	都道府県・市名	指定番号(申請中の場合には、申請年月日)
再生品の利用方法			

(第2面)

既に再生利用業の指定を有している場合はその指定番号（申請中の場合には、申請年月日）		都道府県・市名	指定番号（申請中の場合には、申請年月日）
申請者（個人である場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	住所
（法人である場合）			
(ふりがな) 名称		住所	
法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号のハに規定する未成年者である場合）			
（個人である場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	住所
（法人である場合）			
(ふりがな) 名称		住所	
役員（法定代理人が法人である場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	住所
	役職名・呼称		
役員（申請者が法人である場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	住所
	役職名・呼称		

(第1面)
再生活用業指定申請書

年 月 日

長野県知事 殿

申請者
住所
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第10条の3第2号に規定する指定を受けたいので、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第20条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲(処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類及び性状を記載すること。)	
事務所及び事業場の所在地	事務所
	事業場
事業の用に供する全ての施設(施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)を記載すること。)	
保管を行うときは、保管を行う全ての場所の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ	
事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
事業の用に供する施設から排出される産業廃棄物の種類及び量並びにその処分方法	
指定産業廃棄物の排出事業者	氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
再生品の利用方法	

(第2面)

既に再生利用業の指定を有している場合はその指定番号（申請中の場合には、申請年月日）		都道府県・市名	指定番号（申請中の場合には、申請年月日）
申請者（個人である場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	住所
（法人である場合）			
(ふりがな) 名称		住所	
法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号のハに規定する未成年者である場合）			
（個人である場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	住所
（法人である場合）			
(ふりがな) 名称		住所	
役員（法定代理人が法人である場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	住所
	役職名・呼称		
役員（申請者が法人である場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	住所
	役職名・呼称		

指定番号

再生輸送業指定証

住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第2号に規定する指定を受けた者であることを証する。

長野県知事

印

指定の年月日

年 月 日

指定の有効年月日

年 月 日

- 1 事業の範囲（取り扱う指定産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）
 - 2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う指定産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）
 - 3 指定の条件
 - 4 再生品の利用方法
 - 5 指定、更新及び変更の状況
年 月 日 （変更の場合にあっては、その内容）
 - 6 指定産業廃棄物の排出事業者
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
 - 7 再生活用業者
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
- 指定番号

一部改正〔平成27年規則28号〕

W（様式第7号）（第16条関係）

指定番号

再 生 活 用 業 指 定 証

住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第10条の3第2号に規定する指定を受けた者であることを証する。

長野県知事

印

指定の年月日

年 月 日

指定の有効年月日

年 月 日

- 1 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う指定産業廃棄物の種類を記載すること。）
- 2 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）
- 3 指定の条件
- 4 再生品の利用方法
- 5 指定、更新及び変更の状況
年 月 日 （変更の場合にあっては、その内容）
- 6 指定産業廃棄物の排出事業者
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

一部改正〔平成27年規則28号〕

W（様式第8号）（第17条関係）

(第1面)
再生利用業事業範囲変更指定申請書

年 月 日

長野県知事 様

申請者
住所
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第21条第1項の規定により、再生輸送業（再生活用業）の事業範囲の変更の指定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

指定の年月日及び指定番号	年 月 日 第 号
再生輸送業・再生活用業の別	
指定に係る事業の範囲（再生輸送業にあつては、指定産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか、再生活用業にあつては、処分の方法ごとに区分して取り扱う指定産業廃棄物の種類を記載すること。）	
変更の内容	
変更理由	
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）	
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の総数		株 出 資 の 額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生 年 月 日	保有する株式の数又は出資の金額 割 合	本籍 住所

政令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本籍 住所
	役職名・呼称	

備考
1 「法定代理人」から「政令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
2 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

一部改正〔平成23年規則11号・25年42号〕

W (様式第9号) (第18条関係)

再生利用業廃止（変更）届出書

年 月 日

長野県知事

殿

届出者
 住所
 （法人にあつては、主たる事務所の所在地）
 氏名
 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
 電話番号

年 月 日付け 第 号で指定を受けた再生輸送業（再生活用業）に係る以下の事項について廃止（変更）したので、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第21条第4項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

指定の年月日及び指定番号	年 月 日 第 号	
再生輸送業・再生活用業の別		
廃止又は変更の年月日	年 月 日	
△廃止した事業又は変更した事項の内容（省令第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。）	新	旧
△変更した事項の内容（省令第10条の10第1項第2号に掲げる事項）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日 役職名・呼称	本籍 住所
△ 廃 止 又 は 変 更 の 理 由		
備考 1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に提出すること。 2 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。		

W (様式第10号) (第21条関係)

指定産業廃棄物処理計画書
指定産業廃棄物処理状況等報告書

年 月 日

長野県知事 殿

提出者
住所
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

指定産業廃棄物の処理に関する計画（指定産業廃棄物の処理の状況等に関する報告）
について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第24条第1項（第2項）の規定によ
り、次のとおり提出します。

指定の年月日及び指定番号		年 月 日 第 号				
再生輸送業・再生活用業の別						
△指定産業廃棄物の処理に関する計画（指定産業廃棄物の処理の状況等に関する報告）	年月	指定産業廃棄物の種類	処理量（t）	排出事業者	※指定産業廃棄物の運搬先（再生品の利用方法）	

備考

- △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 処理量はトンに換算して記載すること。
- ※欄は、再生輸送業者にあつては指定産業廃棄物の運搬先を、再生活用業者にあつては再生品の利用方法を記載すること。

W (様式第11号) (第27条関係)

事業計画概要書

年 月 日

長野県知事 殿

提出者
 住所
 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
 氏名
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号

事業計画の概要について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第32条第1項の規定により、次のとおり提出します。

廃棄物の処理施設の設置の場所	
廃棄物の処理施設の種類	
処理を行う廃棄物の種類 (当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	
廃棄物の処理施設の処理能力 (廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供する場所の面積及び埋立容量)	$m^3/日$ () 時間 $t/日$ () 時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地 (積替保管場所) の面積 m^2 埋立 (保管) 容量 m^3
△ 変更の概要	新
	旧
△ 周辺地域の範囲及びその根拠	範囲
	根拠
△ 関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠	範囲
	根拠
△ 事業計画概要説明会の開催の日時及び場所	日時
	場所
備考	1 「変更の概要」の欄は、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第31条第2号、第6号、第10号、第12号、第15号又は第19号に係る許可申請等をしようとする場合に記載すること。 2 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

一部改正 [平成29年規則41号]

W (様式第12号) (第29条関係)

事業計画概要書に対する意見書

年 月 日

長野県知事

殿

提出者
住所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

事業計画概要書に対する意見について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第34条の規定により、次のとおり提出します。

事業計画者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	
廃棄物の処理施設の設置の場所	
廃棄物の処理施設の種類	
処理を行う廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）	
廃棄物の処理施設の処理能力（廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供する場所の面積及び埋立容量）	$m^3/日$ () 時間 $t/日$ () 時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地（積替保管場所）の面積 m^2 埋立（保管）容量 m^3
意見を提出する者の区分	1 周辺地域内に住所若しくは居所又は事業所若しくは事業場を有する者 2 周辺地域内において農業、林業又は漁業を営む者 3 廃棄物の処理施設の設置、変更又は維持管理に関し生活環境の保全上の利害関係を有する者（1又は2に該当する者を除く。） 4 その他生活環境の保全の見地からの意見を有する者（1から3までのいずれかに該当する者を除く。）
△周辺地域の範囲及びその根拠についての意見	
△関係市町村長及び関係住民の範囲及びその根拠についての意見	
△事業計画概要説明会の開催の日時及び場所についての意見	
備考	1 「意見を提出する者の区分」の欄は、該当する数字を囲むこと。（市町村長が意見提出者である場合を除く。） 2 「意見を提出する者の区分」の欄の3に該当する場合にあっては、生活環境の保全上の利害関係の内容を別紙に記載し、添付すること。 3 意見は、その理由も含めて明瞭に記載すること。 4 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

一部改正〔平成29年規則41号〕

W (様式第13号) (第31条、第35条関係)

事業計画概要説明会開催通知書
 事業計画説明会開催通知書

年 月 日

長野県知事 殿
 (市町村長)

事業計画者
 住所
 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
 氏名
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号

事業計画概要説明会(事業計画説明会)を次のとおり開催しますので、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第36条第3項(第40条第2項)の規定により通知します。

廃棄物の処理施設の設置の場所	
廃棄物の処理施設の種類	
処理を行う廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	
廃棄物の処理施設の処理能力 (廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供する場所の面積及び埋立容量)	$m^3/日()時間$ $t/日()時間$ $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地(積替保管場所)の面積 m^2 埋立(保管)容量 m^3
事業計画概要説明会(事業計画説明会)の日時及び場所	日時
	場所
備考	「事業計画概要説明会(事業計画説明会)の日時及び場所」の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

一部改正〔平成29年規則41号〕

W (様式第14号)(第32条関係)

事業計画概要説明会終了報告書

年 月 日

長野県知事

殿

報告者

住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

事業計画概要説明会の終了（全部又は一部を開催しなかったこと）について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第37条第1項の規定により、次のとおり報告します。

廃棄物の処理施設の設置の場所		
廃棄物の処理施設の種類		
処理を行う廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）		
廃棄物の処理施設の処理能力 （廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供する場所の面積及び埋立容量）		$\frac{m^3}{日}$ () 時間 $\frac{t}{日}$ () 時間 $\frac{m^3}{時間}$ $\frac{t}{時間}$ 埋立地（積替保管場所）の面積 $\frac{m^2}{m}$ 埋立（保管）容量 $\frac{m^3}{m}$
△周知に関する事項	周知の方法	
	周知をした地域	
	周知をした期間	年 月 日から 年 月 日まで
△開催に関する事項	日 時	
	場 所	1 所在地 2 会場名
	参加者数	名
	説明内容及び説明方法並びに説明を行った者の氏名及び役職名	
	質疑の概要	
	説明の全部又は一部を開催しなかった場合にあっては、その理由	
備考		
1 「周知に関する事項」の欄及び「開催に関する事項」の欄は、事業計画概要説明会ごとに記載すること。 2 説明のために使用した資料を添付すること。 3 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。		

一部改正〔平成29年規則41号〕

W (様式第15号) (第32条、第38条関係)

事業計画概要説明会終了報告書に対する意見書
見 解 書 に 対 す る 意 見 書

年 月 日

長野県知事 殿

提出者
住所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

事業計画概要説明会終了報告書（見解書）に対する意見について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第37条第3項（第43条）の規定により、次のとおり提出します。

事業計画者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	
廃棄物の処理施設の設置の場所	
廃棄物の処理施設の種類	
処理を行う廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）	
廃棄物の処理施設の処理能力（廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供する場所の面積及び埋立容量）	$\frac{m^3}{日}$ () 時間 $\frac{t}{日}$ () 時間 $\frac{m^3}{時間}$ $\frac{t}{時間}$ 埋立地（積替保管場所）の面積 $\frac{m^2}{m^2}$ 埋立（保管）容量 $\frac{m^3}{m^3}$
意見を提出する者の区分	1 周辺地域内に住所若しくは居所又は事業所若しくは事業場を有する者 2 周辺地域内において農業、林業又は漁業を営む者 3 廃棄物の処理施設の設置、変更又は維持管理に関し生活環境の保全上の利害関係を有する者（1又は2に該当する者を除く。） 4 その他生活環境の保全の見地からの意見を有する者（1から3までのいずれかに該当する者を除く。）
意見の内容	
備考	1 「意見を提出する者の区分」の欄は、該当する数字を囲むこと。（市町村長が提出者である場合を除く。） 2 「意見を提出する者の区分」の欄の3に該当する場合には、生活環境の保全上の利害関係の内容を別紙に記載し、添付すること。 3 意見は、その理由も含めて明瞭に記載すること。 4 「意見の内容」の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

一部改正〔平成29年規則41号〕

W (様式第16号) (第33条関係)

事業計画書

年 月 日

長野県知事 殿

提出者
 住所
 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
 氏名
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号

事業計画について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第38条第1項の規定により、次のとおり提出します。

廃棄物の処理施設の設置の場所	
廃棄物の処理施設の種類	
処理を行う廃棄物の種類 (当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	
廃棄物の処理施設の処理能力 (廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供する場所の面積及び埋立容量)	$m^3/日$ () 時間 $t/日$ () 時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地 (積替保管場所) の面積 m^2 埋立 (保管) 容量 m^3
△ 変更の概要	新
	旧

△廃棄物の処理施設の維持管理に関する計画	
排ガスの性状、放流水の水質等について対象周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
その他廃棄物の処理施設の維持管理に関する事項	
△廃棄物の処理施設の位置、構造等の設置に関する計画	
廃棄物の処理施設の位置	
廃棄物の処理施設の処理方式	
廃棄物の処理施設の構造及び設備	
処理に伴い生じる排ガス及び排水の量及び処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）	

設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
悪臭の発散並びに著しい騒音及び振動の発生を防止するための措置	
その他廃棄物の処理施設の構造等に関する事項	
△最終処分場の災害防止のための計画	
△最終処分場を廃止した後の最終処分場の跡地の利用に関する計画	
△廃棄物の搬入及び搬出の方法及び時間に関する事項	
△廃棄物の処理施設の設置の場所に係る法令等による土地利用に係る規制の状況に関する事項	
△対象周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の実施方法に関する事項	

△廃棄物の処理に伴い生じる廃棄物の種類及び処理の方法に関する事項	
種 類	
区 分	自家処理 ・ 委託処理
処 理 の 方 法	(処理を委託する予定の業者の氏名又は名称及び許可番号)
△対象周辺地域の範囲	
△対象関係市町村長及び対象関係住民の範囲	
事業計画書の閲覧の場所、期間及び時間	
場 所	
期 間	年 月 日から 年 月 日まで
時 間	時から 時まで
△事業計画説明会の開催の日時及び場所	日時
	場 所
	1 所在地
	2 会場名
備考	
<p>1 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。</p> <p>2 「変更の概要」の欄は、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（以下「条例」という。）第31条第2号、第5号、第6号、第9号、第10号、第12号、第15号、第18号又は第19号に係る許可申請等をしようとする場合に記載すること。</p> <p>3 「対象周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の実施方法」の欄は、条例第31条第1号、第2号、第11号又は第12号に掲げる許可の申請をしようとする場合に記載すること。</p>	

一部改正〔平成23年規則11号・29年41号〕

W (様式第17号) (第36条関係)

事業計画に対する意見書

年 月 日

殿

住所
 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
 氏名
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号

事業計画に対する意見について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第41条の規定により、次のとおり送付します。

事業計画者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
廃棄物の処理施設の設置の場所	
廃棄物の処理施設の種類	
処理を行う廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	
廃棄物の処理施設の処理能力 (廃棄物の最終処分場である場合にあつては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)	$m^3/日$ () 時間 $t/日$ () 時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地(積替保管場所)の面積 m^2 埋立(保管)容量 m^3
意見を提出する者の区分	1 周辺地域内に住所若しくは居所又は事業所若しくは事業場を有する者 2 周辺地域内において農業、林業又は漁業を営む者 3 廃棄物の処理施設の設置、変更又は維持管理に関し生活環境の保全上の利害関係を有する者(1又は2に該当する者を除く。) 4 その他生活環境の保全の見地からの意見を有する者(1から3までのいずれかに該当する者を除く。)
意見の内容	
備考	1 「意見を提出する者の区分」の欄は、該当する数字を囲むこと。(市町村長が意見提出者である場合を除く。) 2 「意見を提出する者の区分」の欄の3に該当する場合においては、生活環境の保全上の利害関係の内容を別紙に記載し、添付すること。 3 意見の内容は、その理由も含めて明瞭に記載すること。 4 「意見の内容」の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

一部改正〔平成29年規則41号〕

W (様式第18号) (第37条関係)

見 解 書

年 月 日

市町村長 殿

事業計画者
 住所
 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
 氏名
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号

意見書に対する見解について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第42条第1項の規定により、次のとおり送付します。

廃棄物の処理施設の設置の場所	
廃棄物の処理施設の種類	
処理を行う廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	
廃棄物の処理施設の処理能力 (廃棄物の最終処分場である場合にあつては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)	$m^3/日()時間$ $t/日()時間$ $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地(積替保管場所)の面積 m^2 埋立(保管)容量 m^3
△送付された意見の内容(要旨)	
△見解の内容	
備考 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。	

一部改正〔平成29年規則41号〕

W (様式第19号) (第41条関係)

最 終 見 解 書

年 月 日

長野県知事 殿

提出者
 住所
 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
 氏名
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号

知事の意見に対する見解について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第46条第1項の規定により、次のとおり提出します。

廃棄物の処理施設の設置の場所	
廃棄物の処理施設の種類	
処理を行う廃棄物の種類 (当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	
廃棄物の処理施設の処理能力 (廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)	$m^3/日$ () 時間 $t/日$ () 時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地 (積替保管場所) の面積 m^2 埋立 (保管) 容量 m^3
知事の意見に対する見解	
備考 「知事の意見に対する見解」の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。	

一部改正〔平成29年規則41号〕

W (様式第20号) (第42条関係)

事業計画変更届出書

年 月 日

長野県知事 殿

届出者
住所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

事業計画の変更について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第47条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

廃棄物の処理施設の設置の場所		
廃棄物の処理施設の種類		
処理を行う廃棄物の種類 (当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)		
廃棄物の処理施設の処理能力 (廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)	$m^3/日$ () 時間	
	$t/日$ () 時間	
	$m^3/時間$	
	$t/時間$	
	埋立地 (積替保管場所) の面積	m^2
	埋立 (保管) 容量	m^3
変 更 の 内 容	新	旧
備考	1 「変更の内容」の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 2 「廃棄物の処理施設の設置の場所」欄から「廃棄物の処理施設の処理能力」欄までは、事業計画書に記載した内容を記載すること。	

一部改正〔平成29年規則41号〕

W (様式第21号) (第43条関係)

事業計画廃止届出書

年 月 日

長野県知事 殿

届出者
 住所
 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
 氏名
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号

事業計画の廃止について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第48条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

廃棄物の処理施設の設置の場所	
廃棄物の処理施設の種類	
処理を行う廃棄物の種類 (当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	
廃棄物の処理施設の処理能力 (廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供する場所の面積及び埋立容量)	$m^3/日()時間$ $t/日()時間$ $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地 (積替保管場所) の面積 m^2 埋立 (保管) 容量 m^3
廃止の理由	
備考 「廃止の理由」の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。	

一部改正〔平成29年規則41号〕

W (様式第22号) (第44条関係)

(表面)

第 号

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例
第53条第2項の規定による身分証明書

写
真
押出
スタンプ

所 属

職 名

氏 名

年 月 日生

年 月 日交付

年 月 日限り有効

長野県知事 印

(用紙の大きさ縦8センチメートル
横12センチメートル)

(裏面)

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例 抜粋

(立入検査)

第53条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、排出事業者、産業廃棄物処理業者等、工事発注事業者、工事受注者、木くずチップを保管若しくは使用する者その他の関係者の事務所、事業場、運搬車、運搬船その他の場所、廃棄物の処理施設のある土地若しくは建物、廃棄物の不適正な処理が行われ、若しくは不適正な処理が行われた疑いのある土地若しくは木くずチップの保管の場所若しくは使用の場所に立ち入り、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分若しくは木くずチップの保管若しくは使用に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物、廃棄物であることの疑いのある物若しくは木くずチップを無償で収去させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第59条

3 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(5) 第53条第1項の規定による立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

一部改正〔平成23年規則11号〕

W (様式第23号) (第45条関係)

産業廃棄物運搬実績報告書 (年度)
一収集運搬業一

年 月 日

長野県知事 殿

報告者
住所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

年度の産業廃棄物の運搬実績について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第54条第1項の規定により、次のとおり報告します。

許可の種類	委託者 (排出事業者又は収集運搬業者)		運搬先				運搬を再委託した者		
産業廃棄物・ 特別管理産業 廃棄物の種類	許可番号	氏名又は名称	許可番号	氏名又は名称	県外に 運搬する 目的	運搬量 (t)	許可番号	氏名又は名称	引渡 量 (t)
	住所	住所	住所						

備考

1 受託量、運搬量及び引渡量は、すべてトンに換算すること。

2 委託者とは、報告者に運搬を委託した者をいい、排出事業者から委託を受ける場合と収集運搬業者から再委託を受ける場合があること。

なお、再委託である場合には、再委託者の許可番号を記載し、住所は、当該産業廃棄物の引渡を受けた場所の住所を記載すること。

3 長野県外に運搬するときは、中間処理又は最終処分の別を「県外に運搬する目的」の欄に記入すること。

4 記載事項のすべてを記載できないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

W (様式第24号) (第45条関係)

産業廃棄物処分実績報告書（年度実績）
—中間処理業・最終処分業—

年 月 日

長野県知事 殿

報告者
住所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

年度の産業廃棄物の処分実績について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第54条第1項の規定により、次のとおり報告します。

許可の種類	委託者(排出事業者又は処分業者)		許可年月日	年 月 日			許可番号				
産業廃棄物・ 特別管理産業 廃棄物の種類	許 可 番 号		氏名又は名称 住 所	処 分 内 容			処 分 の 委 託 先				
	受託量 (t)			処分方法	処分量 (t)	処分後量 (t)	許可番号	氏名又は名称		委託先の 処分方法	委託量 (t)
	住 所			処 分 場 所			住 所				

備考
 1 受託量、処分量、処分後量及び委託量は、全てトンに換算すること。
 2 委託者とは、報告者に処分を委託した者をいい、排出事業者から委託を受ける場合と処分業者から再委託を受ける場合があること。
 なお、再委託である場合には、再委託者の許可番号を記載すること。
 3 「処分の委託先」とは報告者が産業廃棄物の処分を委託した者をいい、処分により生じた産業廃棄物の処分を委託した場合にあっては、「残」と、処分の再委託の場合は「再」と、「委託先の処分方法」の欄に、委託先における処分方法とともに記載すること。
 4 記載事項の全てを記載できないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

一部改正〔平成23年規則11号〕

W (様式第25号) (第45条関係)

産業廃棄物処分実績及び施設状況報告書（年度実績）

年 月 日

長野県知事 殿

報告者
住所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

年度の産業廃棄物の処分実績及び施設について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第54条第2項の規定により、次のとおり報告します。

事業場の所在地	処分した産業廃棄物の種類及び年間の処分量 (t)				事業場の 電話番号	処分後の産業廃棄物の処分量 (t)			
産業廃棄物 処理施設の 種類及び許可番号	A	A	A	A	種 類	排 出 量	処 分 方 法	処 分 量	
合 計									

備考
 1 処分量及び排出量は、全てトンに換算して記載すること。
 2 処分した産業廃棄物の種類をA欄に記入し、それぞれの種類ごとに年間の処分量を記入すること。
 3 記載事項の全てを記載できないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

全部改正〔平成23年規則11号〕

W (様式第26号) (第46条関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

年 月 日

長野県知事

殿

提出者

住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第55条第1項の規定により、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	
事業場の所在地	
計画期間	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	
②事業の規模	
③従業員数	
④産業廃棄物の一連の処理の工程	

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度(年度)実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上1,000トン未満の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 3 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 4 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

全部改正〔平成23年規則11号〕

W (様式第27号) (第46条関係)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

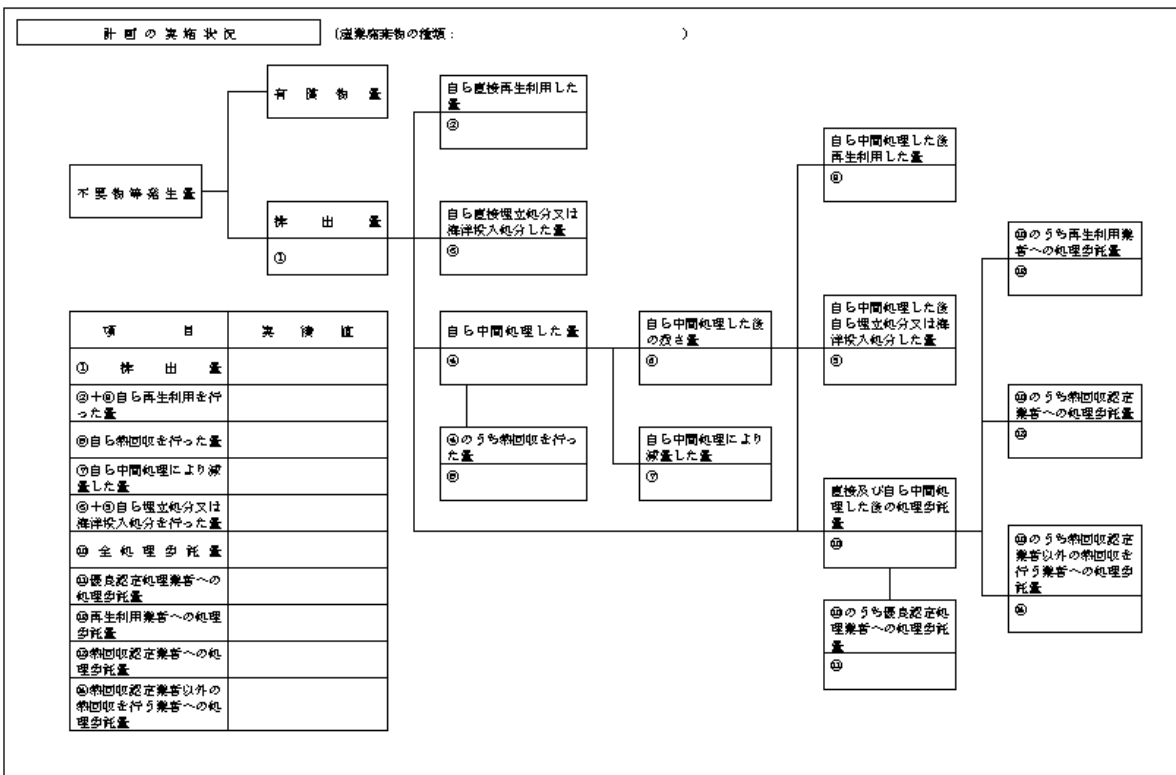
年 月 日

長野県知事 殿

報告者
住所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

産業廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第55条第2項の規定により 年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

Table with 4 columns: 事業場の名称, 事業場の所在地, 事業の種類, 産業廃棄物処理計画における計画期間. Below it is a table for '産業廃棄物処理計画における目標値' with columns for 項目 and 目標値.



単位: ㎥

備考

- 1 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 2 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 3 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 4 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 5 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。

全部改正〔平成23年規則11号〕